

京都市市税条例の一部を改正する条例（令和6年5月10日京都市条例第 1 号）（行  
財政局税務部税制課）

1 地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

(1) 個人の市民税

令和6年度分（一定の者については令和7年度分）の個人の市民税について、定  
額による特別税額控除を実施します。（附則第5条の5から第5条の9まで関係）

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件か  
らみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、修正前  
の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が  
認める場合には、修正前の価格を修正基準により修正した価格を当該年度分の固  
定資産税の課税標準とします。（附則第8条の2、第11条及び第11条の2関  
係）

イ 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が令和  
6年4月1日から令和8年3月31日までの間に当該事業により整備した一定の  
固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、特例  
割合を2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の  
条例で定める割合とすることとされたことに伴い、当該割合を2分の1とします。  
（附則第7条関係）

ウ 一定の特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農  
作物の収穫に伴って生じるバイオマスを電気に変換するものに限る。）に係る固  
定資産税の課税標準の特例措置について、特例割合を7分の6を参酌して14分  
の11以上14分の13以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする  
こととされたことに伴い、当該割合を7分の6とします。（附則第7条関係）

2 現下の物価上昇を踏まえ、宿泊を伴わないで入湯する者の入湯税が課税免除とな  
る料金の水準を1,000円から1,500円へ引き上げることとします。（第1  
77条関係）

3 その他

(1) その他必要な規定の整備を行います。

(2) 上記2の改正は令和7年1月1日から、その他の改正は公布の日等から施行しま



京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年5月10日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 1 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第13条から第15条までを次のように改める。

第13条から第15条まで 削除

第27条の6第4項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第46条の2及び第46条の3中「ところ」を「事項を記載した書面」に改める。

第68条第2項本文中「国並びに法第25条第1項第1号に規定する非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区、同号に規定する地方独立行政法人」を「法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者」に改める。

第69条第4号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第79条中「売買、貸借」を「売買し、貸借し、」に改める。

第177条第3号中「1,000円」を「1,500円」に改める。

附則第4条の4の2を削る。

附則第5条の4中「附則第4条の5第2項」を「附則第4条の8第2項」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第5条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3及び第27条の6並びに附則第4条の4、第5条の3及び第6条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第3項及び第32条の8の8第1項の規定の適用については、第27条の6第3項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第5条の5第1項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第3

2条の8の8第1項中「課した」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の普通徴収に関する特例)

第5条の6 令和6年度分の個人の市民税（特別税額控除対象納税義務者に係るものに限る。以下附則第5条の8までにおいて同じ。）に限り、第30条第1項の規定により普通徴収の方法により徴収する個人の市民税（第32条の8の2第3項及び第37条の10の規定により徴収するものを除く。）の第31条に規定する納期における徴収については、法附則第5条の9第1項各号に定めるところによる。

2 前項の規定の適用がある場合における第31条第2項の規定の適用については、同項中「個人の市民税額」とあるのは、「附則第5条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される個人の市民税額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税（第31条第1項に規定する第1期の納期から第32条の8第1項の規定により普通徴収の方法により徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法により徴収する場合については、前2項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第5条の7 附則第5条の5第1項の規定の適用がある場合における第32条の5第1項の規定の適用については、令和6年度分の個人の市民税に限り、同項本文中「12分の1」とあるのは「11分の1」と、「6月」とあるのは「7月」とする。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する特例)

第5条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の8の2第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する公的年金等（第28条第1項第1号に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の徴収及び第32条の8の2第3項の規定により普通徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の徴収については、法附則第5条の11第1項各号（別に定める場合にあつては、第4号及び第5号を除く。）に定めるところによる。

2 前項の規定の適用がある場合における第32条の8の5の規定の適用については、同

条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第5条の8第1項において法附則第5条の11第1項各号の規定により特別徴収の方法によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の徴収（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、法附則第5条の11第3項各号（別に定める場合にあつては、第2号及び第3号を除く。）に定めるところによる。

4 前項の規定の適用がある場合における第32条の8の5の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第5条の8第3項において法附則第5条の11第3項各号の規定によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

5 前各項の規定は、令和6年度分の個人の市民税を第32条の8の9第2項若しくは第32条の8の10第1項の規定又は令附則第4条の10第1項に規定する規定により普通徴収の方法により徴収する場合については、適用しない。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第5条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3及び第27条の6並びに附則第4条の4、第5条の3及び第6条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第7条第1項第1号中「及び第25項第4号」を「、第25項第4号及び第38項」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法附則第15条第25項第2号 7分の6

附則第8条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8

年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第8条の4中「、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税を除き」を削る。

附則第11条第4項及び第5項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同条第6項及び第7項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第11条の2第4項及び第5項中「令和4年度」を「令和7年度」に改め、同条第6項及び第7項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第12条第1項表以外の部分中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改め、同条第4項を削る。

附則第13条中「又は第4項」を削る。

附則第16条の4に次の3項を加える。

2 法附則第29条の5第2項の規定による申告は、同条第1項の認定を受けようとする土地の所在及び地積その他市長が必要と認める事項を記載した申告書により行わなければならない。

3 法附則第29条の5第4項の規定による申請は、同条第3項の認定を受けようとする土地の所在及び地積その他市長が必要と認める事項を記載した申請書により行わなければならない。

4 法附則第29条の5第5項の規定による申請は、同条第1項又は第3項の確認を受けようとする土地の所在及び地積その他市長が必要と認める事項を記載した申請書により行わなければならない。

附則第17条の5の2第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第5条の5及び第5条の9の規定の適用については、附則第5条の5第1項及び第5条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の5の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条の6第3項後段中「の規定による市民税の所得割の額」を削り、「読み替える」を「、同項第3号中「附則第17条の5の2第1項」とあるのは「附則第17条の6第1項」と読み替える」に改める。

附則第18条第2項後段中「の規定による市民税の所得割の額」を削り、「読み替える」を「、同項第3号中「附則第17条の5の2第1項」とあるのは「附則第18条第1項」と読み替える」に改める。

附則第19条第2項後段中「の規定による市民税の所得割の額」を削り、「読み替える」を「、同項第3号中「附則第17条の5の2第1項」とあるのは「附則第19条第1項」と読み替える」に改める。

附則第19条の2第2項後段中「の規定による市民税の所得割の額」を削り、「読み替える」を「、同項第3号中「附則第17条の5の2第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と読み替える」に改める。

附則第19条の2の2第2項後段中「の規定による市民税の所得割の額」を削り、「読み替える」を「、同項第3号中「附則第17条の5の2第1項」とあるのは「附則第19条の2の2第1項」と読み替える」に改める。

附則第19条の4第2項後段中「の規定による市民税の所得割の額」を削り、「読み替える」を「、同項第3号中「附則第17条の5の2第1項」とあるのは「附則第19条の4第1項」と読み替える」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第177条の改正規定 令和7年1月1日
- (2) 第69条の改正規定 令和7年4月1日
- (3) 第27条の6の改正規定 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日

### (固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定す

る滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

第4条 次に掲げる条例の規定中「、第12条第1項及び第13条第2項」を「及び第12条第1項」に改める。

(1) 京都市宿泊税条例第17条後段

(2) 京都市非居住住宅利活用促進税条例第17条後段

(行財政局税務部税制課)